

令和 6 年度版
(令和 5 年度実績)

事業の歩み

静岡市児童相談所

目 次

I 静岡市の概要

1 沿革	1
2 所在地	1
3 管内の状況	2
4 組織	2
5 人員及び事務分掌	3

II 児童相談所の概要及び取組

1 児童相談所の概要

(1) 児童相談所の業務内容	4
(2) 児童相談所の機能	4
(3) 相談の種別	5
(4) 相談・援助活動の体系	6
(5) 援助の内容	7

2 児童相談所の相談内容

(1) 相談種類別受付件数	8
(2) 経路別受付件数	9
(3) 年齢別受付件数	10
(4) 相談種類別対応件数	11
(5) 児童福祉施設入所及び里親委託の状況（措置）	12
(6) 児童福祉施設在籍状況（措置／契約）	13
(7) 一時保護所における保護の状況	13
(8) 一時保護委託の状況	14

3 相談種類別の内容

(1) 養護相談	17
(2) 虐待に関する相談	19
(3) 障害相談	22

(4) 非行相談	24
(5) 育成相談	25

4 児童相談所職員の活動状況

(1) 児童福祉司及び相談員	28
(2) 児童心理司	28
(3) 医学的診断の実施状況	29
(4) 里親	29
(5) 児童処遇審査部会	33
(6) 研修実績	34
(7) 職員の講師派遣、研修・実習受入	42

I 静岡市の概要

1 沿革

静岡市は、平成15年4月1日に旧静岡市と旧清水市が合併し、人口70万都市として誕生した。

平成17年4月1日に指定都市に移行し、児童福祉法上義務設置である児童相談所と、任意設置である障害者更生相談所（身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所）を設置した。

平成18年3月31日には旧蒲原町を編入、平成20年4月1日に児童相談所、障害者更生相談所を現在地へ移転整備した。

その後平成20年11月1日に旧由比町を編入、平成24年4月1日には障害者更生相談所が移転し、現在に至る。

年 月 日	内 容
平成15年4月1日	旧静岡市と旧清水市の合併により静岡市誕生
平成17年4月1日	指定都市移行に伴い、児童相談所、障害者更生相談所を市役所静岡庁舎内に設置
平成18年3月31日	旧蒲原町を編入
平成20年4月1日	児童相談所、障害者更生相談所を現在地へ移転整備
平成20年11月1日	旧由比町を編入
平成24年4月1日	障害者更生相談所が城東保健福祉エリア保健福祉複合棟へ移転

2 所在地

〒420-0947 静岡市葵区堤町914-417



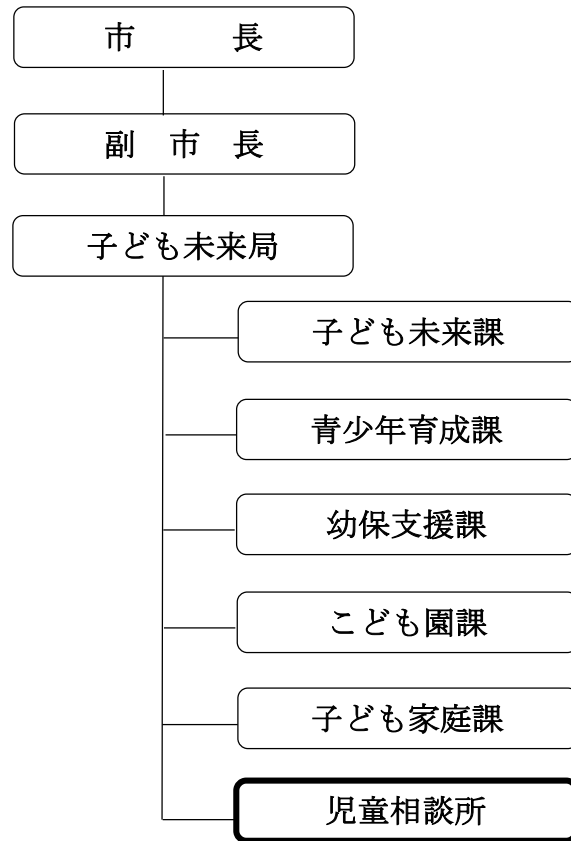
3 管内の状況（令和6年3月31日現在。世帯数及び人口は外国人を含む住民基本台帳）

	静岡市全域	葵区	駿河区	清水区
面積(km ²)	1,411.93	1,073.75	73.06	265.12
世帯数(世帯)	325,520	118,106	101,551	105,863
人口(人)	675,610	244,933	206,120	224,557
18歳未満人口(人)	89,786	33,773	28,112	27,901

《人口の年度別推移》

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口(A)(人)	696,367	692,374	686,746	680,913	675,610
18歳未満人口(B)(人)	98,392	96,301	94,198	91,951	89,786
18歳未満人口比率(B/A)(%)	14.1%	13.9%	13.7%	13.5%	13.3%

4 組織



(令和6年4月1日現在)

5 人員及び事務分掌

(令和6年4月1日現在の人員)

担当・人員・事務分掌		人数	備考
所長	参与兼所長	1	
総務係(6人) 予算・決算、法的対応、議会对応、措置費支弁、負担金徴収 等	所長補佐兼係長	1	
	主任主事	4	
	会計年度任用職員	1	
相談係(8人) 相談・通告・申請受付 等	係長	1	
	主査	1	
	主任保健師	1	
	主任主事	2	
	主事	1	
	会計年度任用職員	2	
初動係(7人) 初動調査、緊急虐待対応に関すること 等	参事兼副主幹	1	
	係長	1	
	主査	1	
	指導主事	1	
	主任主事	1	
	主事	1	
	会計年度任用職員	1	
判定係(13人) 心理判定、心理治療、療育手帳、重度加算 等	主幹兼係長	1	
	副主幹	2	
	主任主事	4	
	主事	3	
	会計年度任用職員	3	
支援第1係(8人) 葵区ケースワーク入退所及び里親委託調整	係長	1	
	指導主事	1	
	主査	1	
	主任主事	3	
	主事	1	
	会計年度任用職員	1	
支援第2係(9人) 駿河区ケースワーク入退所及び里親委託調整	主幹兼係長	1	
	主幹兼副主幹	1	
	副主幹	2	
	指導主事	1	
	主任主事	2	
	主事	1	
	会計年度任用職員	1	
支援第3係(7人) 清水区ケースワーク入退所及び里親委託調整	係長	1	
	主査	1	
	主任主事	4	
	主事	1	
一時保護係(20人) 一時保護児童の行動観察、指導 等	係長	1	
	主任主事	4	
	主事	1	
	保育教諭	3	
	会計年度任用職員	11	
合 計		79	
嘱 託 医		4	
児童相談所アドバイザー		3	
総 合 計		86	

II 児童相談所の概要及び取組

1 児童相談所の概要

(1) 児童相談所の業務内容

ア 児童相談所の設置

児童相談所は、児童福祉法第12条、第59条の4に基づき、都道府県・指定都市等に設置される児童福祉専門の行政機関である。

国の運営指針では人口50万人に最低1箇所程度が必要とされており、利用者の利便性、地理的条件等各自治体の実情に沿って設置されている。

イ 児童相談所の目的

児童相談所は、関係機関と適切な役割分担・連携を図りつつ、家庭その他からの相談に応じ、児童が抱える問題や児童に対する真のニーズ、また児童の置かれた環境等を的確に捉え、個々の児童や家庭に最も効果的な援助を行うことにより、児童の福祉を図り、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である。

ウ 主な業務

- (ア) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること
- (イ) 児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、及び精神保健上の判定を行うこと
- (ウ) 調査又は判定に基づき必要な指導を行うこと
- (エ) 児童の一時保護を行うこと
- (オ) 施設入所等の措置を行うこと

(2) 児童相談所の機能

ア 相談機能

児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要する相談に対し、必要に応じて児童の家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、判断、判定（総合診断）し、それに基づき援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した児童の援助を行う機能

イ 一時保護機能

必要に応じて児童を家庭から離して一時保護し、又は適当な者に委託して一時保護を行うことにより、行動観察及び短期入所指導の目的を達成する機能

ウ 措置機能

措置又はその保護者に対して、児童福祉司、児童委員、児童家庭支援センター等による指導を行い、又は児童を児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する等の機能

エ その他の機能

(ア) 民法上の権限

児童相談所長は、親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができる。

(イ) 家庭及び地域への援助活動

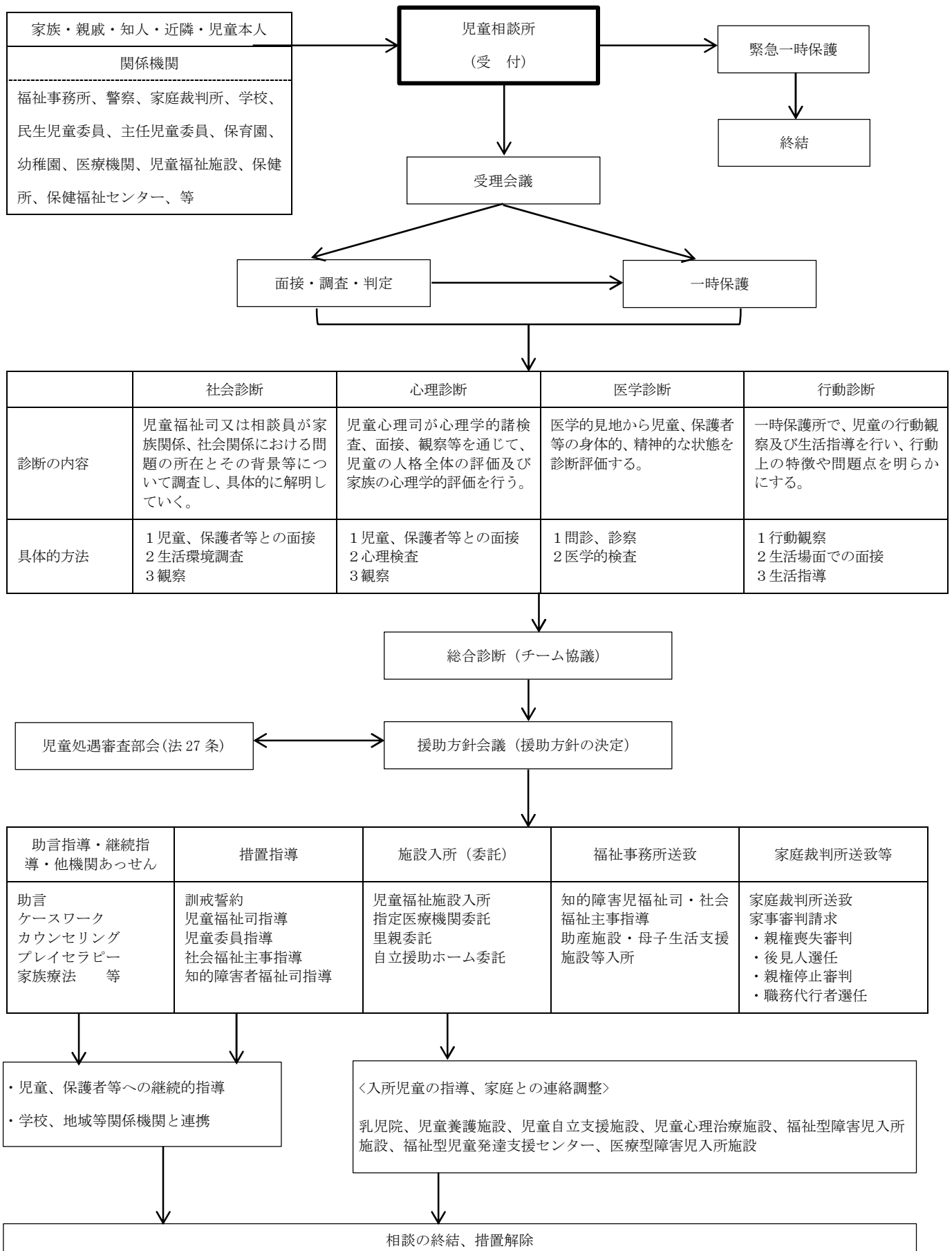
地域のニーズに応じ、児童や家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭や地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開する。

また、地域における各機関が相互の役割や業務の内容を正しく理解し、児童や家庭の問題について共通の認識のもとに一体的な援助活動が行えるよう、研修会や情報交換会、援助方針検討会等の開催を通して、関係機関のネットワーク化を推進する。

(3) 相談の種別

養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）次の行為に関する相談
	その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健相談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談（受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談もこれを含む）
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談（非行が主である場合や精神疾患、養護問題が主である場合等には、そのそれぞれの項に分類する。）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
その他の相談		いずれにも該当しない相談

(4) 相談・援助活動の体系



(5) 援助の内容

援助の種類			内 容
在宅指導等	措置によらない指導	助言指導	1回から数回の助言、指導等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童、保護者等に対する指導等を行う。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法による継続的な指導（治療）を行う。
		他機関あつせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、児童、保護者等の意向を確認の上、該当機関にあつせんする。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する児童等、援助に専門的な知識技術を要する場合、児童、保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じて通所させる等の方法により継続的に指導を行う。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられるケースについての指導を委託する。
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるケースについての指導を行う。または児童家庭支援センターに指導を委託する。
		知的障害者福祉司指導	問題が知的障害に関するもの、貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に指導を委託する。
		社会福祉主事指導	
		障害者相談支援事業を行う者の指導	障害児及びその保護者であって、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害児相談支援を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う。
		指導の委託	上記によるもののほか、当該指導を適切に行うことができる者として要件を満たす者に指導を委託することができる。
		訓戒・誓約	児童又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行う、なお、必要に応じて誓約書を提出させる。
	児童福祉施設入所措置		家庭での児童の養育が困難な場合、専門的な治療指導者等が必要な場合に児童の状態に応じて適切な施設を紹介し入所させる。
	指定医療機関委託		
里親、小規模住居型児童養育の委託		施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる養護児童を、登録された里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者へ委託する。	
児童自立生活援助の実施		里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設を退所した中学卒業後の児童で、いまだ社会的自立ができていない場合に就職先の開拓や仕事、日常生活上の相談等の援助を行う。	
福祉事務所送致等		児童や保護者等を知的障害者福祉司、社会福祉主事に指導させる場合、助産施設、母子生活支援施設、保育園への入所措置が必要な場合及び15歳以上の児童を知的障害者援護施設に入所させることが適当な場合に送致、報告、通知を行う。	
家庭裁判所送致		児童を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合や児童の拘束や強制的措置が必要な場合に行う。	
家庭裁判所に対する家事審判の申立て		児童虐待等の場合で親の同意を得られない場合の施設入所の承認や、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判申立て、未成年後見人選任・解任の請求を家庭裁判所に行う。	

2 児童相談所の相談内容

(1) 相談種類別受付件数

令和5年度に児童相談所が受け付けた相談件数は2,910件であり、相談種類別に分類すると、最も多いのは知的障害相談（1,384件）で、全体の約47.6%を占めている。

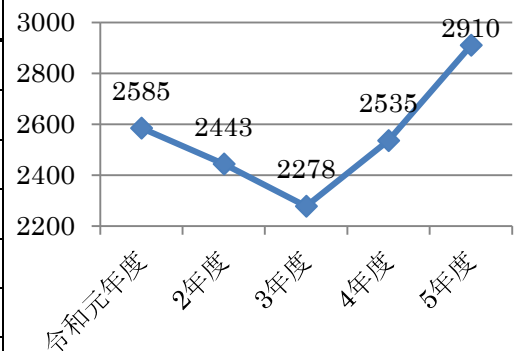
これは主に、療育手帳の交付申請や再判定によるものであり、次に多いのが児童虐待に関する相談が824件で全体の約28.3%を占め、次いでその他の養護に関する相談が281件で全体の約9.6%を占めている。

		区別				性別		計	構成比
		葵区	駿河区	清水区	その他	男	女		
養護相談	虐待	269	273	267	15	437	387	824	28.3%
	その他	126	76	65	14	134	147	281	9.6%
保健相談		1	0	2	0	3	0	3	0.1%
障害相談	肢体不自由	1	1	0	0	1	1	2	0.1%
	視聴覚障害	0	1	0	0	0	1	1	0.0%
	言語発達障害等	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	重心身障害	3	2	3	0	7	1	8	0.3%
	知的障害	525	420	433	6	933	451	1,384	47.6%
	自閉症等	1	2	2	0	4	1	5	0.2%
非行相談	ぐ犯行為等	21	18	28	15	43	39	82	2.8%
	触法行為等	4	3	6	1	14	0	14	0.5%
育成相談	性格行動	46	41	37	1	70	55	125	4.3%
	不登校	2	1	5	2	6	4	10	0.3%
	適正	1	1	0	0	1	1	2	0.1%
	育児・しつけ	3	3	0	0	3	3	6	0.2%
その他		62	34	57	10	93	70	163	5.6%
計		1,065	876	905	64	1,749	1,161	2,910	100.0%

※（参考）相談種類別受付件数の推移

令和5年度の相談件数は令和4年度と比べ375件の増加となり、前年度比約15%の増加となった。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護(虐待)	572	688	655	852	824
養護(その他)	615	459	356	352	281
保健	0	3	0	0	3
障害	1,249	1,069	950	965	1,400
非行	38	59	82	82	96
育成	90	73	72	126	143
その他	21	92	163	158	163
計	2,585	2,443	2,278	2,535	2,910



(2) 経路別受付件数

相談受付件数を経路別に分類すると、最も多いのは家族・親戚からの相談（911件）であり、全体の約31.3%を占める。

次に多いのが市内福祉事務所からの相談（891件）であり、全体の約30.6%を占める。各福祉事務所からの相談の多くは療育手帳の申請によるものであるが、家庭児童相談室における援助困難ケース等が児童相談所に送致される場合もある。

		区別				性別		計	構成比
		葵区	駿河区	清水区	その他	男	女		
指定都市 都道府県・	児童相談所	16	15	9	7	26	21	47	1.6%
	福祉事務所	330	277	281	3	572	319	891	30.6%
	保健センター	4	0	13	1	12	6	18	0.6%
	その他	0	0	5	2	4	3	7	0.2%
他市町村	福祉事務所	3	0	0	0	2	1	3	0.1%
	児童委員	0	0	1	0	0	1	1	0.0%
	保健センター	1	0	0	0	0	1	1	0.0%
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
指定医療機関 児童福祉施設	保育所	9	5	1	0	10	5	15	0.5%
	児童福祉施設	8	2	4	0	6	8	14	0.5%
	指定医療機関	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
児童家庭支援センター		3	0	0	0	1	2	3	0.1%
認定こども園		6	4	2	0	7	5	12	0.4%
警察署		131	164	155	30	269	211	480	16.5%
家庭裁判所		14	3	5	0	13	9	22	0.8%
医療機関 及び 保健所	保健所	2	0	0	0	0	2	2	0.1%
	医療機関	19	13	9	1	16	26	42	1.4%
学校等	幼稚園	0	2	3	1	2	4	6	0.2%
	学校	63	42	36	2	59	84	143	4.9%
	教育委員会等	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
里親		1	1	0	0	0	2	2	0.1%
児童委員（通告仲介含む）		2	0	0	0	2	0	2	0.1%
家族・親戚		359	261	280	11	600	311	911	31.3%
近隣・知人		68	67	75	5	108	107	215	7.4%
児童本人		2	7	8	0	4	13	17	0.6%
その他		24	13	18	1	36	20	56	2.0%
計		1,065	876	905	64	1,749	1,161	2,910	100.0%

※（参考）経路別受付件数の推移

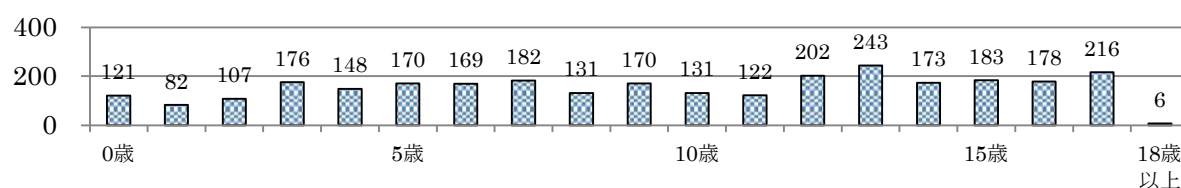
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
指定都市 都道府県・	児童相談所	80	90	47
	福祉事務所	558	633	891
	保健センター	16	22	18
	その他	8	14	7
他市町村	福祉事務所	0	5	3
	児童委員	0	0	1
	保健センター	0	0	1
	その他	0	0	0
指定医療機関 児童福祉施設	保育所	11	8	15
	児童福祉施設	12	14	14
	指定医療機関	0	0	0
児童家庭支援センター		0	0	3
認定こども園		24	13	12
警察署		438	509	480
家庭裁判所		15	13	22
医療機関 及び 保健所	保健所	0	1	2
	医療機関	23	48	42
学校等	幼稚園	21	4	6
	学校	92	152	143
	教育委員会等	8	2	0
里親		1	0	2
児童委員(通告仲介含む)		7	1	2
家族・親戚		683	716	911
近隣・知人		211	203	215
児童本人		24	12	17
その他		46	75	56
計		2,278	2,535	2,910

経路別受付件数の過去3年間の推移を示したのが左表である。

福祉事務所、家族・親戚からの通告が増加の傾向であり、依然として高い水準である。

(3) 年齢別受付件数

相談受付件数を年齢別に分類すると、子どもの環境が変わり養育上の問題も出てくる幼児期から小学校就学前後と、療育手帳申請の件数が増える中学校進学前後の時期に受付件数が増加している。



(4) 相談種類別対応件数

令和5年度の相談対応件数は2,910件で前年度比約116%となっている。

対応種類別のうち最も多いのは助言指導（1,390件）であり、全体の約47.8%を占める。

このうちの多くをその他の養護に関する相談や知的障害に関する相談が占めている。

			養護		保健	障害						非行		育成				その他	計
			児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害等	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児しつけ		
対応件数（年度中）	面接指導	助言指導	277	221	3	0	0	0	3	737	3	16	2	37	10	0	6	75	1,390
		継続指導	503	50	0	0	0	0	0	0	1	55	10	19	0	1	0	2	641
		他機関あっせん	10	9	0	0	0	0	0	0	0	15	1	0	1	0	0	0	36
	児童福祉司指導		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	児童委員指導		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童家庭支援センター指導		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉事務所送致		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	訓戒・誓約		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童福祉施設	入所	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
		法27条の3 家裁送致(再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		通所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定医療機関委託		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	里親委託		6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	法27条1項4号 による家裁送致		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	障害児施設等への 利用契約		0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	その他		29	6	0	2	1	0	1	623	1	4	1	66	0	1	0	88	823
	計		832	286	3	2	1	0	9	1,360	5	90	15	122	11	2	6	166	2,910
	施設入所待機 (再掲)	施設入所待機 (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		未対応件数	11	1	0	0	0	0	0	149	0	2	0	4	0	0	0	3	170
	施設入所待機 (再掲)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※対応種別「その他」には、療育手帳判定資料の提供依頼や関係機関からの照会等が含まれる。

※（参考）相談対応件数の推移

相談対応件数の過去３年間の推移を示したのが下表である。

療育手帳の交付申請・再判定の件数が多いため例年助言指導が最も多い。

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
対応件数（年度中）	面接指導	助言指導	1,138	1,178	1,390
		継続指導	403	640	641
		他機関あつせん	55	45	36
	児童福祉司指導		14	3	1
	児童委員指導		0	0	0
	児童家庭支援センター指導		0	0	0
	福祉事務所送致		8	13	1
	訓戒・誓約		0	0	0
	児童福祉施設	入所	19	15	6
		法27条の3 家裁送致（再掲）	0	1	0
		通所	0	0	0
	指定医療機関委託		0	0	0
	里親委託		3	9	6
	法27条1項4号 による家裁送致		0	1	1
	障害児施設等への 利用契約		10	16	5
	その他		581	598	823
	計		2,231	2,518	2,910
		施設入所待機 （再掲）	0	0	1
未対応件数			95	146	170
		施設入所待機 （再掲）	0	0	0

（５）児童福祉施設入所及び里親委託の状況（措置）

令和５年度中の児童福祉施設への措置は29件、里親委託は14件となっている。

乳児院	児童 養護施設	障害児入所施設		児童心理 治療施設	児童自立 支援施設	自立援助 ホーム	指定 医療機関	里親委託	計
		福祉型	医療型						
4	8	7	0	5	5	0	0	14	43

（６）児童福祉施設在籍状況（措置/契約）

令和６年３月３１日現在での児童福祉施設の在籍状況は下記のとおりであり、児童養護施設に在籍している児童が最も多い。

	乳児院	児童 養護施設	障害児入所施設		児童心理 治療施設	児童自立 支援施設	自立援助 ホーム	指定 医療機関	計
			福祉型	医療型					
措置	6	66	20	6	11	13	2	1	125
契約			1	8				7	16

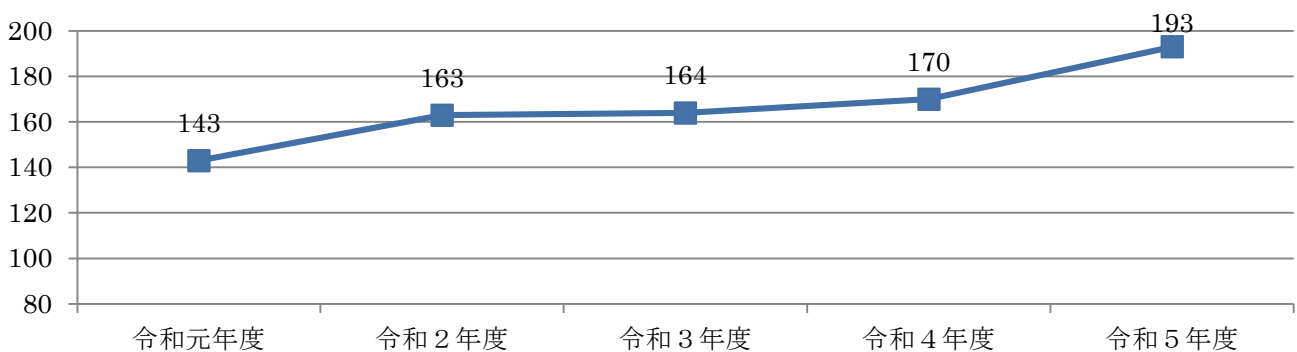
（７）一時保護所における保護の状況

一時保護は、児童相談所長が児童の援助についての最終決定を行うまでの間において、必要がある場合に実施される。

その理由、目的としては、保護者の不在、虐待等による緊急保護、行動観察等がある。

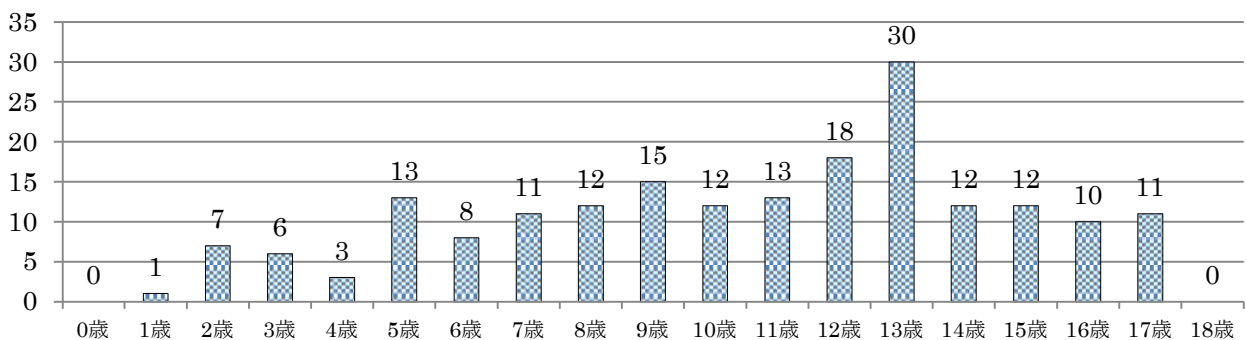
静岡県では、平成20年４月から一時保護所を開設し、児童の受入れを行っており、令和５年度に一時保護所において新規に一時保護をした件数は193件であり、延入所日数は5,841日であった。

ア 一時保護児童数の推移



イ 年齢別入所状況

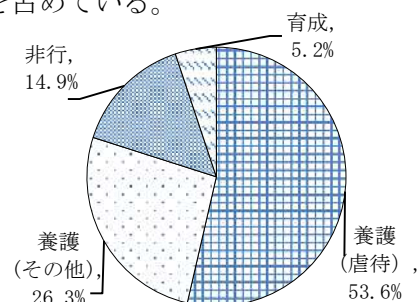
一時保護所入所児童の年齢別入所状況は以下のとおりであり、中学１年生から２年生の件数が多い。なお、一時保護所は原則として２歳以上の児童を対象とし、２歳未満の児童は乳児院等に一時保護委託をしている。



ウ 相談種類別入所状況

令和5年度に一時保護所を退所した児童の相談種類別入所状況は下表のとおりであり、虐待を主訴とする児童が全体の3割を占め、養護相談と合わせて全体の約5割を占めている。

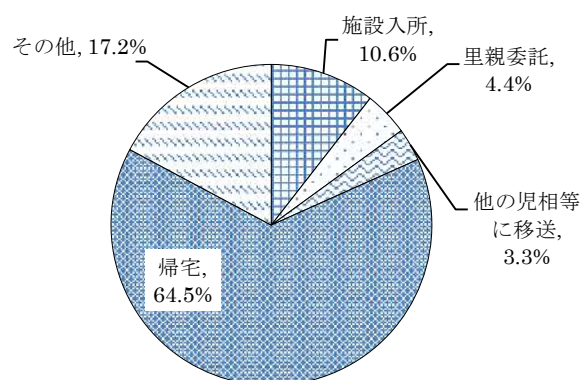
	養護 (虐待)	養護 (その他)	障害	非行	育成	その他	計
件数	104	51	0	28	10	0	193
延入所日数	3,183	1,216	0	840	602	0	5,841
平均入所日数	30.6	23.8	0.0	30.0	0.0	0.0	30.3



エ 保護児童の援助状況

一時保護所入所児童の援助状況は下表のとおりであり、帰宅(家庭引取り)が約6割を占めている。

	件数	構成比
施設入所	19	10.6%
里親委託	8	4.4%
他の児童相談所等に移送	6	3.3%
帰宅	116	64.5%
その他	31	17.2%
計	180	100.0%



オ 月別在籍人数の経過

令和5年度は新たに180人の児童が一時保護されており、月平均では15人となる。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
初日在籍人数	13	10	13	12	17	16	21	21	18	17	22	22	
当月入所人数	15	17	14	17	17	18	17	18	17	11	8	11	180
当月退所人数	18	14	15	12	18	13	17	21	18	6	8	16	176
月末在籍人数	10	13	12	17	16	21	21	18	17	22	22	17	

※月末在籍人数＝初日在籍人数＋当月入所人数－当月退所人数

カ 保護児童の入所期間の状況

	0～1週	～2週	～3週	～4週	～2ヶ月	2ヶ月以上	計
件数	54	36	27	15	32	29	193
構成比	28.0%	18.6%	14.0%	7.8%	16.6%	15.0%	100.0%

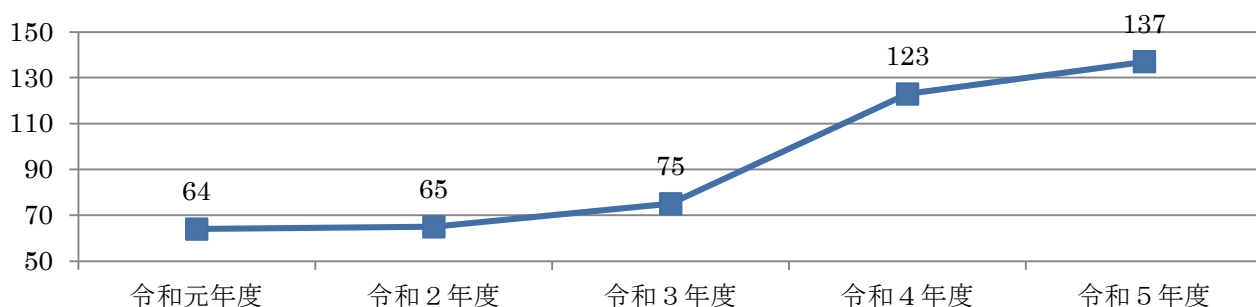
(8) 一時保護委託の状況

児童の一時保護は、特別の事情がない限り一時保護所の利用を原則としている。

しかし、要保護児童の発見状況、児童の年齢・心身の状況から、一時保護所以外の社会資源を活用し、一時保護を他機関に委託することがある。

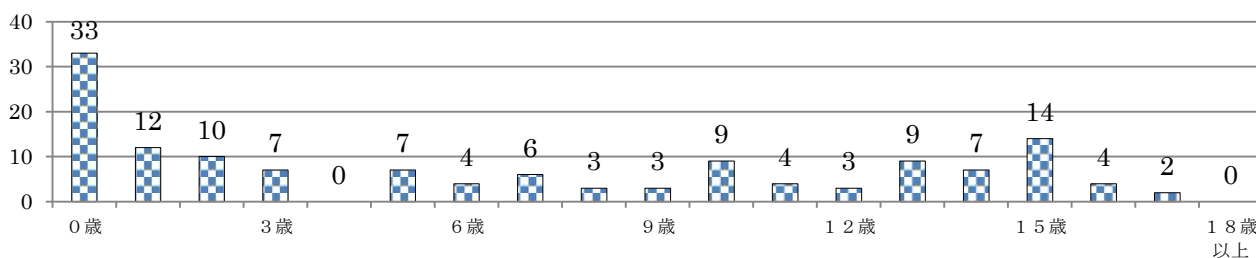
ア 一時保護委託児童の推移

令和5年度に一時保護所以外の機関で一時保護をした件数は137件であり、令和4年度と比較すると14件の増加となっている。



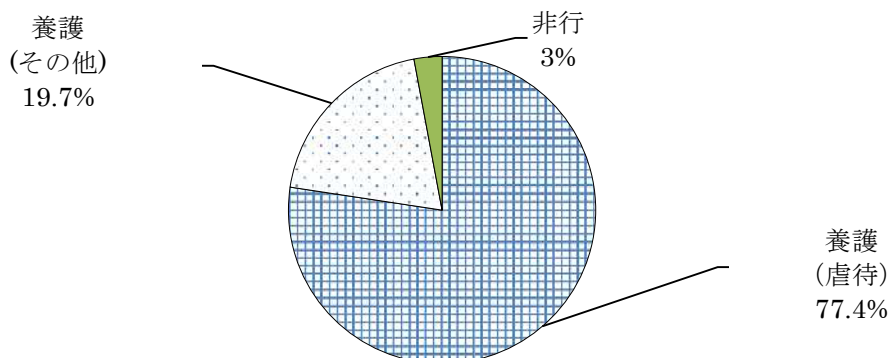
イ 年齢別委託件数

一時保護委託児童の年齢別委託状況は以下のとおりであり、約半数が3歳児以下となっている。



ウ 相談種類別委託状況

	養護(虐待)	養護(その他)	障害	非行	育成	その他	計
件数	106	27	0	4	0	0	137
延入所日数	2,729	442	0	94	0	0	3,265
平均入所日数	25.7	16.4	0.0	23.5	0.0	0.0	23.8



エ 一時保護委託先

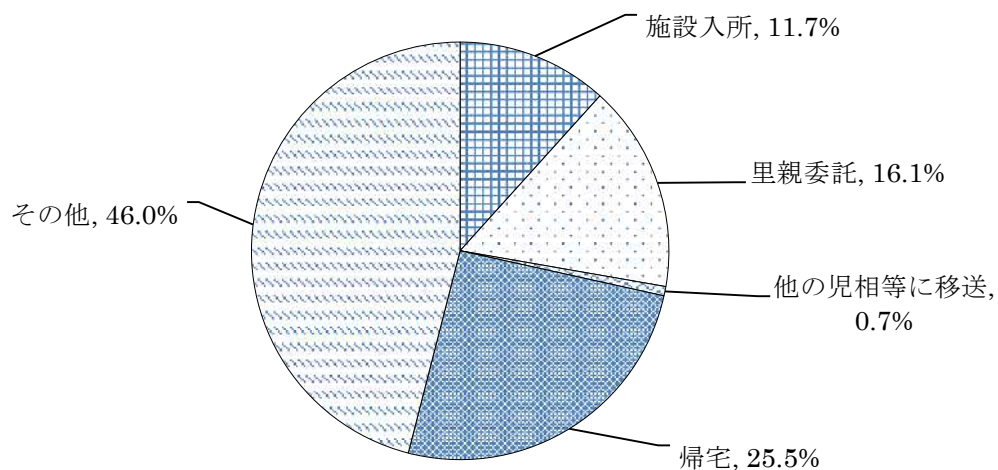
一時保護委託先は、児童福祉施設及び里親で7割以上を占めており、全体の一時保護委託の平均日数は約23.8日となっている。

	病院等	児童福祉施設	里親	計
件数	32	50	55	137
延委託日数	584	1,653	1,028	3,265
平均委託日数	18.3	33.1	18.7	23.8

オ 一時保護委託の援助状況

一時保護委託の児童の援助状況は下表のとおりである。

	件数	構成比
施設入所	16	10.1%
里親委託	22	15.1%
他の児童相談所等に移送	1	0.7%
帰宅	35	23.7%
その他	63	50.4%
計	137	100.0%



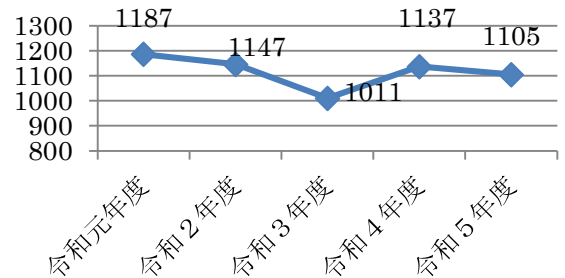
3 相談種類別の内容

(1) 養護相談

父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談のことである。

ア 受付件数の推移

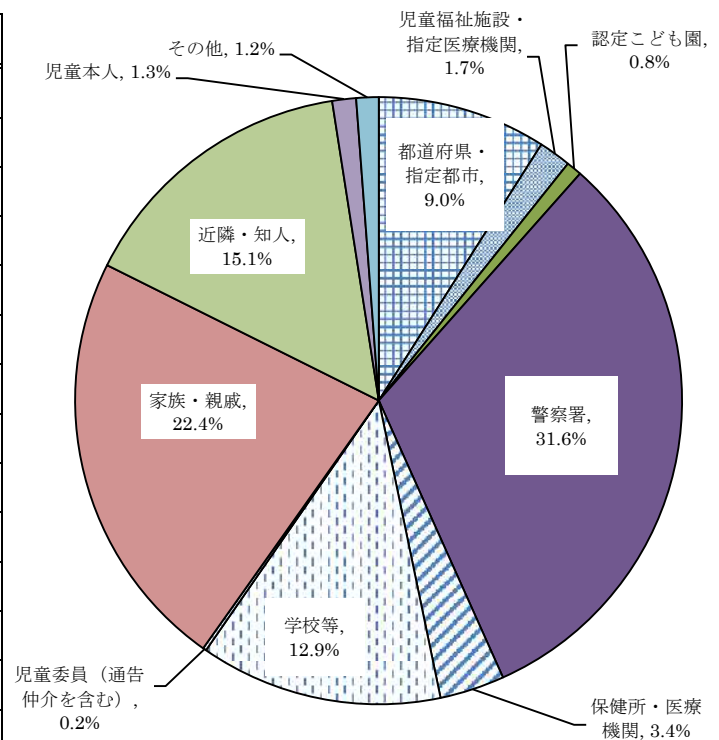
令和5年度の養護相談（虐待相談を含む）は1,105件を受付しており、依然として高い水準である。



イ 経路別受付件数

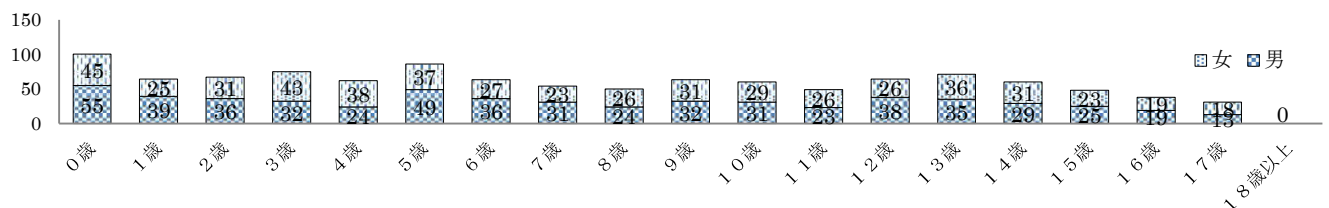
受付件数を相談経路別に分類すると、最も多いのは警察署からの349件となっており、次いで多いのが家族・親戚からの248件となっている。

	男	女	計	割合
都道府県・指定都市	58	41	99	9.0%
他市町村	2	3	5	0.4%
児童福祉施設・指定医療機関	12	7	19	1.7%
認定こども園	4	5	9	0.8%
警察署	190	159	349	31.6%
家庭裁判所	0	0	0	0.0%
保健所・医療機関	13	25	38	3.4%
学校等	57	85	142	12.9%
里親	0	0	0	0.0%
児童委員	2	0	2	0.2%
家族・親戚	135	113	248	22.4%
近隣・知人	88	79	167	15.1%
児童本人	4	10	14	1.3%
その他	6	7	13	1.2%
計	571	534	1,105	100.0%



ウ 年齢別受付件数

受付件数を年齢別に分類すると未就学児の相談件数が多くなっている。

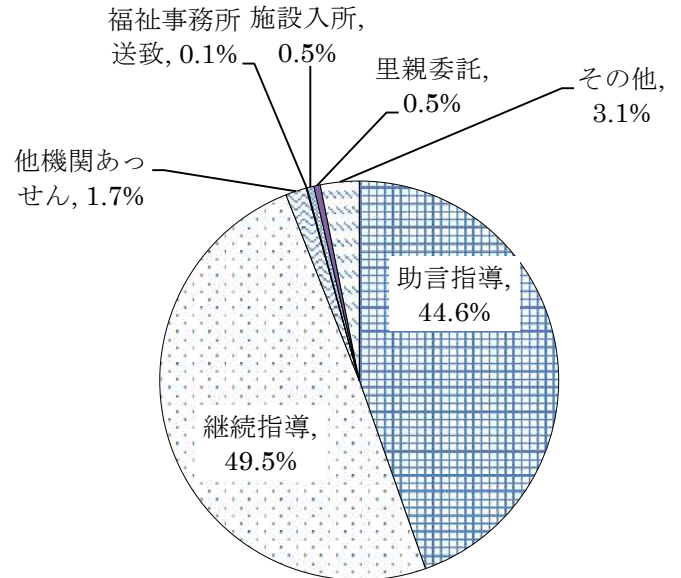


エ 対応別件数

令和５年度の養護相談の対応件数は1,118件である。

最も多いのが継続指導の553件（49.5％）で次いで、助言指導の498件（44.6％）が続いている。

	件数	割合
助言指導	498	44.6%
継続指導	553	49.5%
他機関あっせん	19	1.7%
児童福祉司指導	0	0.0%
児童委員指導	0	0.0%
福祉事務所送致	1	0.1%
訓戒・誓約	0	0.0%
施設入所	6	0.5%
施設通所	0	0.0%
指定医療機関委託	0	0.0%
里親委託	6	0.5%
障害児施設等の利用契約	0	0.0%
その他	35	3.1%
計	1,118	100.0%



オ 相談理由別対応件数

対応件数1,118件を対応種別及び相談理由別に分類したのが下表である。

相談理由としては家庭環境によるものが1,079件と最も多いが、そのうち832件が虐待によるものである。

	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院)	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	0	0	0	0	6	0	0	6
里親委託	0	0	0	0	6	0	0	6
面接指導	4	2	0	17	790	243	14	1,070
その他	0	2	0	0	30	4	0	36
計	4	4	0	17	832	247	14	1,118

※面接指導とは、助言指導、継続指導、他機関あっせんの合計である。

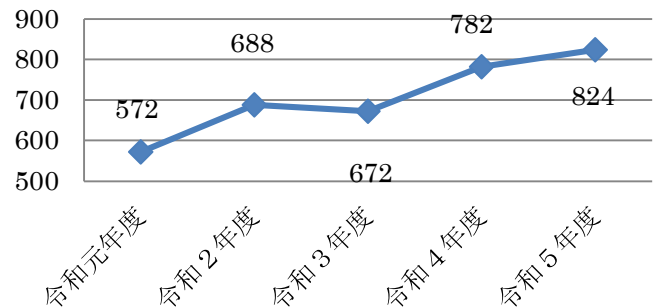
（２）虐待に関する相談

児童虐待とは、保護者等がその監護する18歳未満の児童に対して行う、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）及び心理的虐待を指す。

児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、児童に対する最も重大な権利侵害であるため、早期発見と早期対応が重要である。

ア 受付件数の推移

令和5年度の児童虐待に関する相談の受付件数は824件となっている。

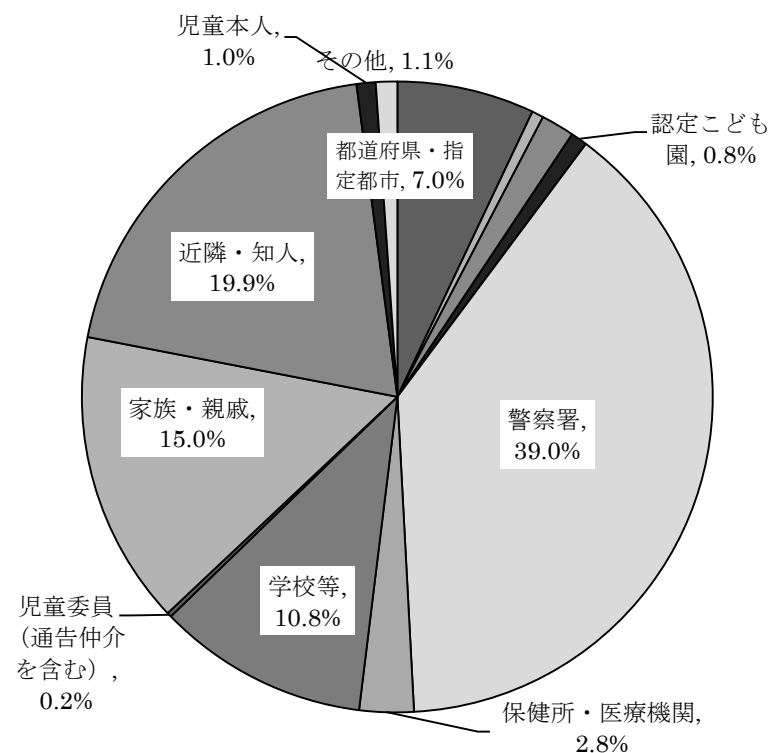


イ 経路別受付件数

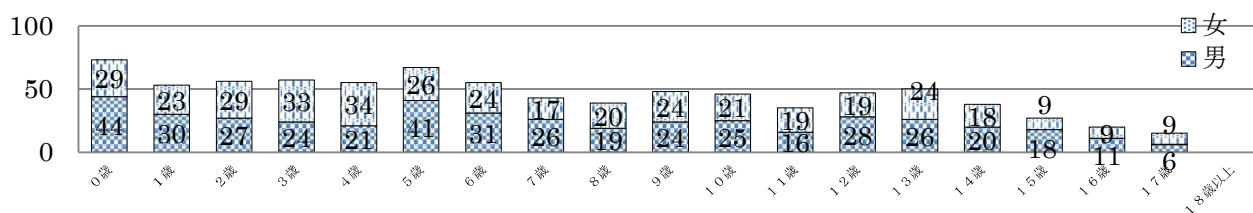
受付件数を相談経路別に分類すると、最も多いのは警察からで321件となっており、全体の約39.0%を占める。

次いで多いのは近隣・知人からで164件で約19.9%である。

	男	女	計	割合
都道府県・指定都市	34	24	58	7.0%
他市町村	2	3	5	0.6%
児童福祉施設・指定医療機関	8	6	14	1.7%
認定こども園	2	5	7	0.9%
警察署	177	144	321	39.0%
家庭裁判所	0	0	0	0.0%
保健所・医療機関	9	14	23	2.8%
学校等	43	46	89	10.8%
里親	0	0	0	0.0%
児童委員（通告仲介を含む）	2	0	2	0.2%
家族・親戚	68	56	124	15.0%
近隣・知人	87	77	164	19.9%
児童本人	2	6	8	1.0%
その他	3	6	9	1.1%
計	437	387	824	100%



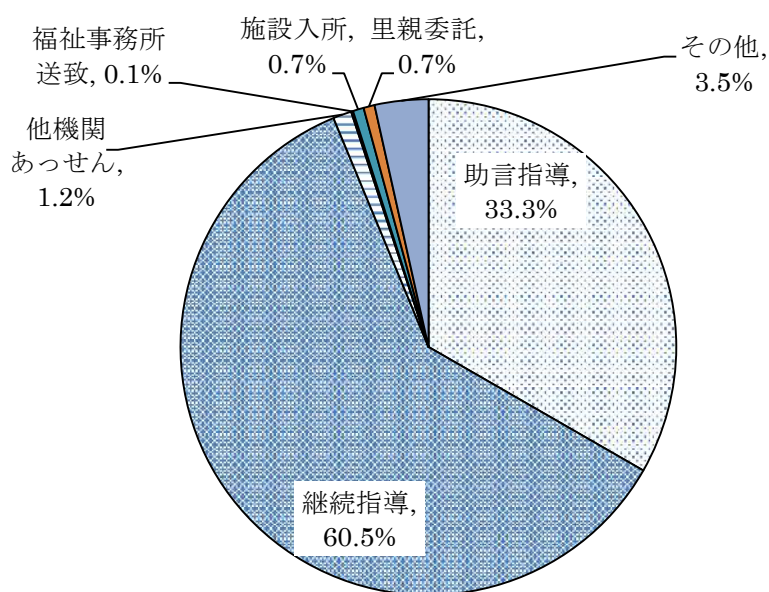
ウ 年齢別受付件数



エ 対応別件数

令和5年度の虐待相談の対応件数は832件であり、継続指導503件（約60.5%）と助言指導277件（約33.3%）で全体の約9割を占めている。

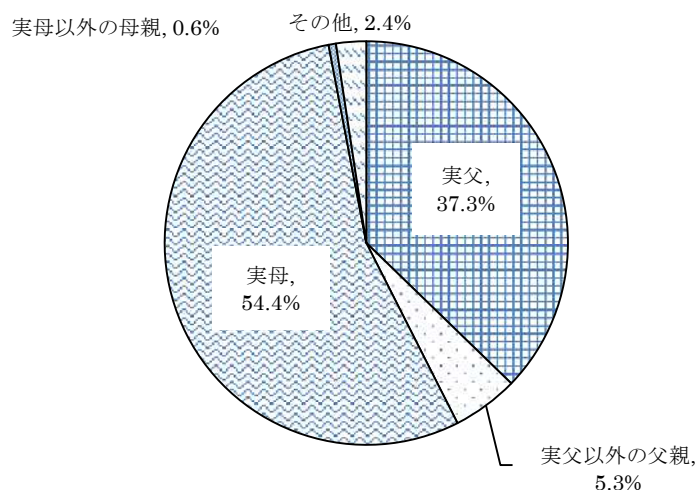
	件数
助言指導	277
継続指導	503
他機関あつせん	10
児童福祉司指導	0
児童委員指導	0
福祉事務所送致	1
訓戒・誓約	0
施設入所	6
施設通所	0
指定医療機関委託	0
里親委託	6
障害児施設等利用契約	0
その他	29
計	832



オ 主たる虐待者

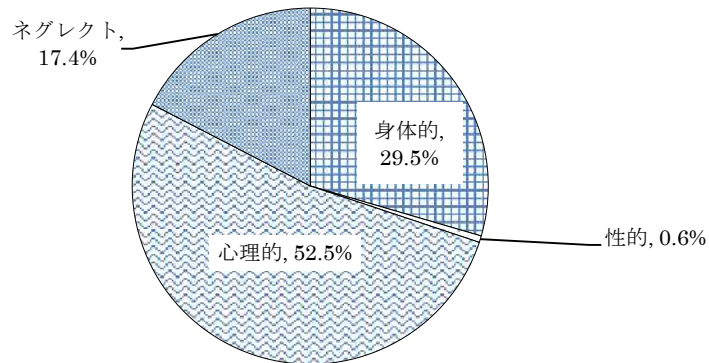
主たる虐待者のうち、最も多いのは実母からの453件で、全体の5割以上を占めている。

	件数
実父	310
実父以外の父親	44
実母	453
実母以外の母親	5
その他	20
計	832



カ 虐待種別・被虐待児の年齢

	3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校他	計
身体的虐待	23	53	106	50	13	245
性的虐待	0	0	3	2	0	5
心理的虐待	116	136	123	46	16	437
ネグレクト	42	51	30	16	6	145
計	181	240	262	114	35	832

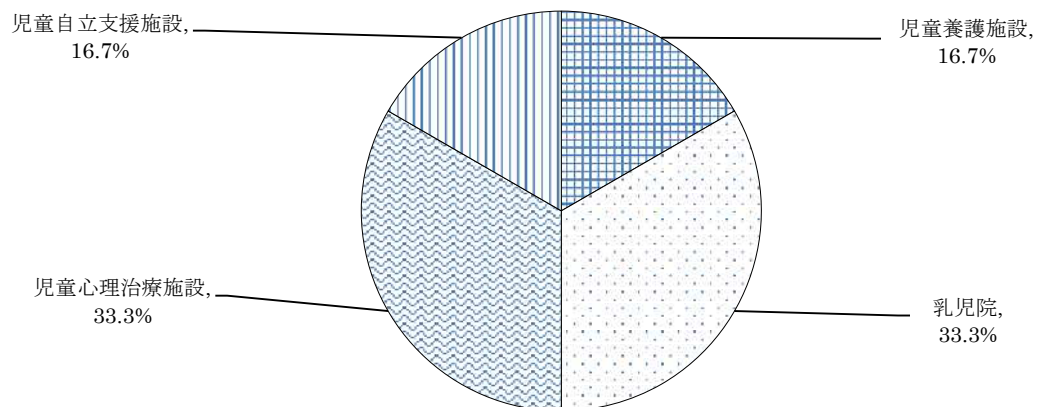


キ 施設入所の内訳

虐待を理由として令和5年度に施設入所措置を行った6件を施設の種類及び虐待種別で分類したものが下表である。

入所先は児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、その他障害児施設等であった。

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
児童養護施設	0	0	0	1	1
乳児院	0	0	0	2	2
児童心理治療施設	2	0	0	0	2
児童自立支援施設	0	0	0	0	0
その他障害児施設等	1	0	0	0	1



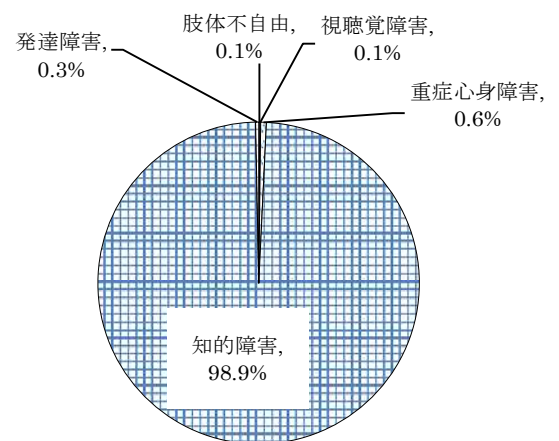
(3) 障害相談

障害相談とは、肢体不自由児、視聴覚障害児、言語機能障害児、重症心身障害児、知的障害児、発達障害児（自閉症、アスペルガー症候群、学習障害等）などに関する相談のことである。

ア 相談種類別受付件数の推移

令和5年度の障害相談の受付件数は1,400件であり、その中で知的障害相談が1,384件と大半を占めている。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
肢体不自由	3	4	2
視聴覚障害	0	0	1
言語発達障害等	0	0	0
重症心身障害	10	12	8
知的障害	848	949	1,384
発達障害	23	5	5
計	884	970	1,400

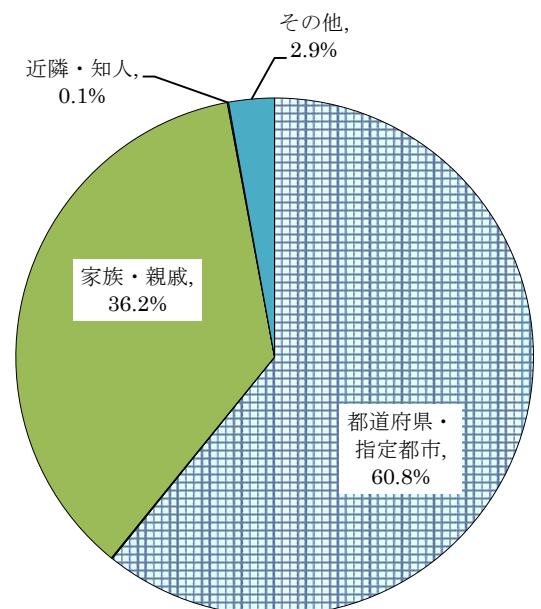


イ 経路別受付件数

受付件数を相談経路別に分類すると、最も多いのは都道府県・指定都市（市内各福祉事務所を含む）からが851件で、全体の約6割を占めているが、この大半は療育手帳判定の申請に関するものである。

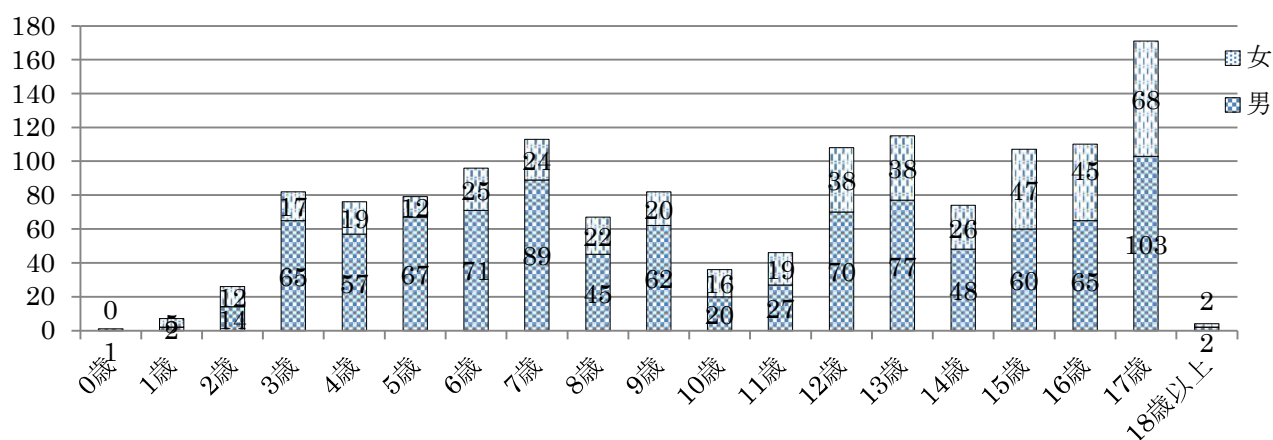
次に、家族・親戚が507件で、この多くは判定資料の提供依頼や障害者施設受給者証の支給申請であり、全体の約4割を占めている。

	男	女	計
都道府県・指定都市	552	299	851
他市町村	0	0	0
児童福祉施設・指定医療機関	0	0	0
警察署	0	0	0
家庭裁判所	0	0	0
保健所・医療機関	0	0	0
学校等	0	0	0
里親	0	0	0
児童委員（通告仲介を含む）	0	1	1
家族・親戚	367	140	507
近隣・知人	0	1	1
児童本人	0	0	0
その他	26	14	40
計	945	455	1,400



ウ 年齢別受付件数

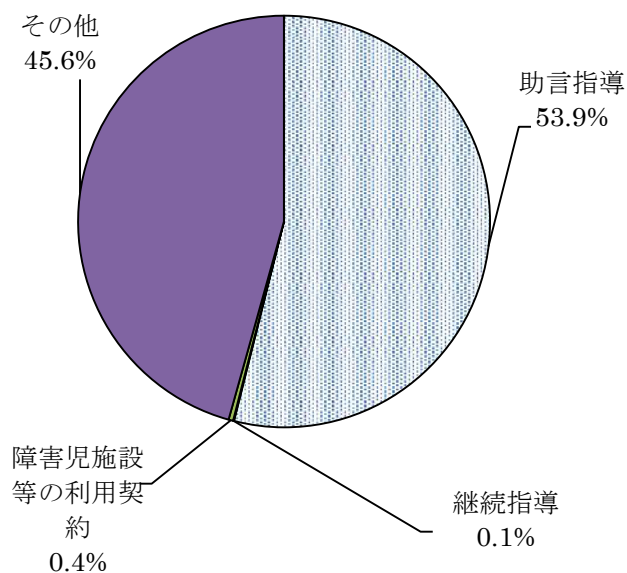
障害相談の大半を占めるのは療育手帳の判定やそれに伴う資料提供依頼であることから、就学時期、進学時期、就労を控えた時期の年齢層の相談件数が高い傾向にある。



エ 対応別件数

令和5年度の障害相談の対応件数は1,377件であり、このうち助言指導が半数程度を占めているが、この多くは療育手帳の判定である。

	件数
助言指導	743
継続指導	1
他機関あつせん	0
児童福祉司指導	0
児童委員指導	0
福祉事務所送致	0
訓戒・誓約	0
施設入所	0
施設通所	0
指定医療機関委託	0
里親委託	0
障害児施設等利用契約	5
その他	628
計	1,377



（４）非行相談

非行相談は、ぐ犯行為等相談（虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動がある児童の相談）と触法行為等相談（触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童等の相談）の２種類に分けられる。

ア 相談種類別受付件数の推移

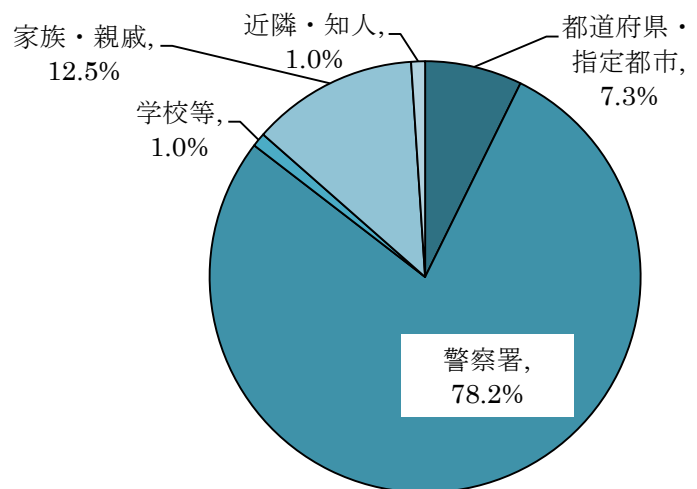
令和５年度の非行相談件数は96件であり、ぐ犯行為等相談が82件、触法行為等相談が14件であった。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ぐ犯	14	48	66	77	82
触法	24	11	17	22	14
計	66	38	83	99	96

イ 経路別受付件数

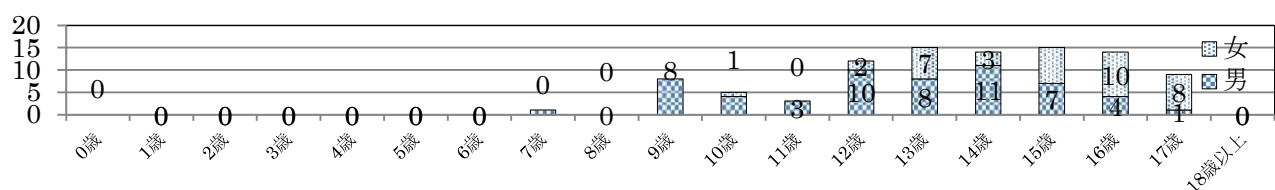
受付件数を相談経路別に分類すると最も多いのは警察署の75件で、全体の半分以上を占めている。

	男	女	計
都道府県・指定都市	1	6	7
他市町村	0	0	0
児童福祉施設・指定医療機関	0	0	0
警察署	45	30	75
家庭裁判所	0	0	0
保健所・医療機関	0	0	0
学校等	1	0	1
里親	0	0	0
児童委員（通告仲介を含む）	0	0	0
家族・親戚	10	2	12
近隣・知人	0	1	1
児童本人	0	0	0
その他	0	0	0
計	57	39	96



ウ 年齢別受付件数

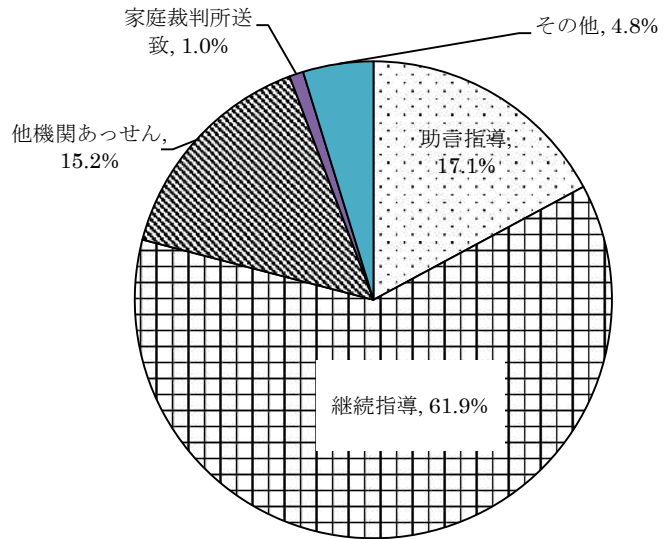
受付件数を年齢別に分類すると、小学生高学年から中学生までが大半を占めている。



エ 対応別件数

令和5年度の非行相談の対応件数は105件であり、内訳はぐ犯が90件、触法が15件となっており、最も多いのは継続指導の65件となっている。

	ぐ犯	触法	件数
助言指導	16	2	18
継続指導	55	10	65
他機関あつせん	15	1	16
児童福祉司指導	0	0	0
児童委員指導	0	0	0
福祉事務所送致	0	0	0
訓戒・誓約	0	0	0
施設入所	0	0	0
施設通所	0	0	0
指定医療機関委託	0	0	0
里親委託	0	0	0
家庭裁判所送致	0	1	1
障害児施設等の利用契約	0	0	0
その他	4	1	5
計	90	15	105



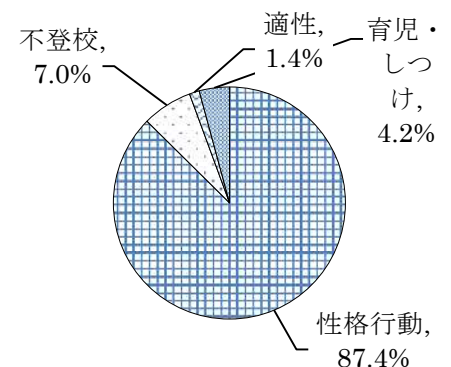
(5) 育成相談

育成相談は、性格行動相談（落ち着きがない、緘黙、家庭内暴力、生活習慣の逸脱等）、不登校相談、適性相談（進学適性、職業適性等）及び育児・しつけ相談に分類される。

ア 相談種類受付件数の推移

令和5年度の育成相談の受付件数は143件であり、その内訳は性格行動相談が125件と最も多い。

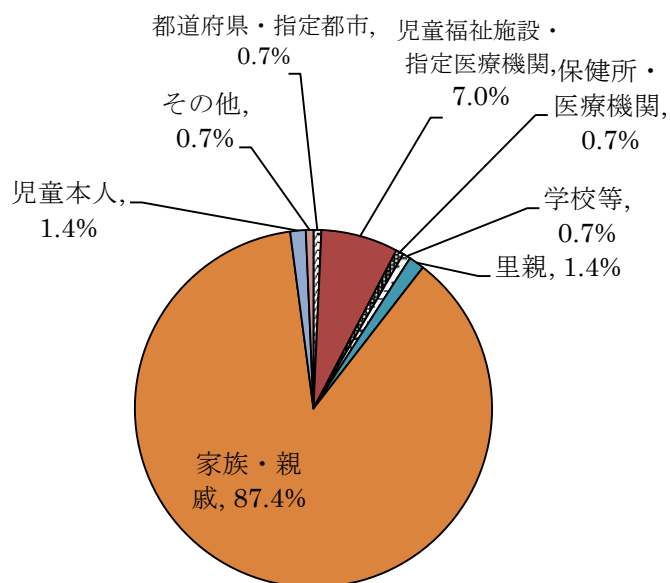
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
性格行動	65	52	58	86	125
不登校	18	10	7	11	10
適性	0	0	9	1	2
育児・しつけ	7	11	0	6	6
計	90	73	74	104	143



イ 経路別相談件数

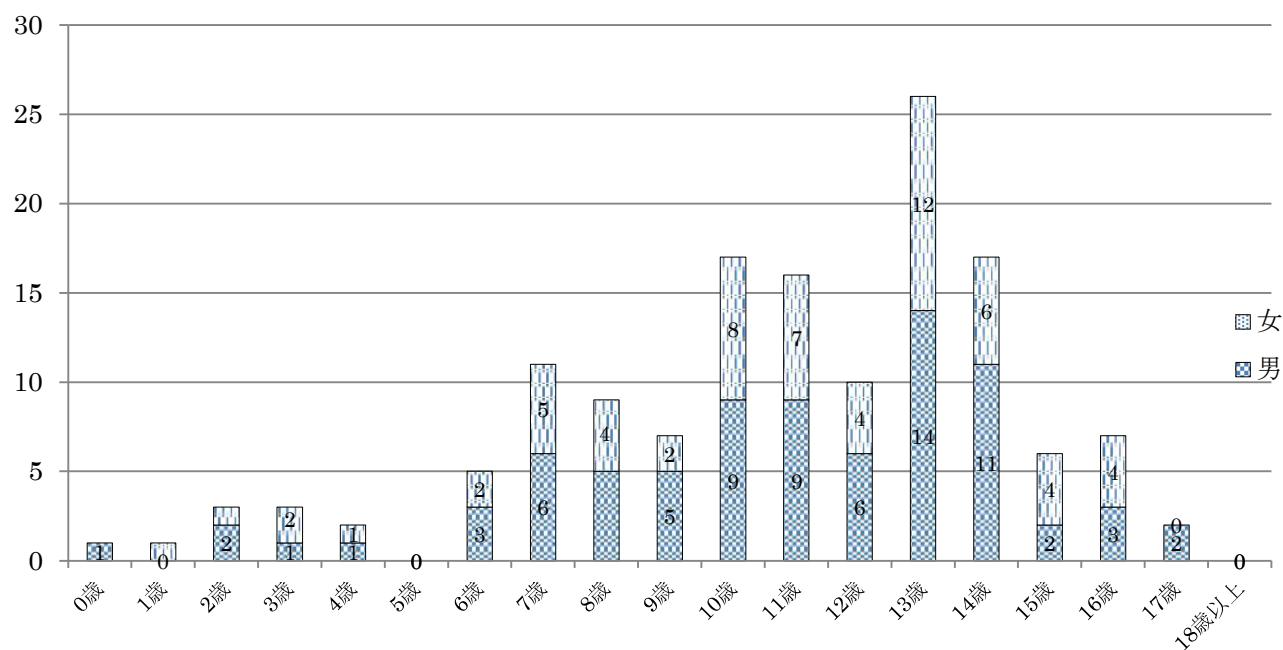
受付件数を相談経路別に分類すると最も多いのは家族・親戚からの相談で全体の約9割を占める。

	男	女	計
都道府県・指定都市	0	1	1
他市町村	0	0	0
児童福祉施設・指定医療機関	4	6	10
認定こども園	0	0	0
警察署	0	0	0
家庭裁判所	0	0	0
保健所・医療機関	0	1	1
学校等	1	0	1
里親	0	2	2
児童委員（通告仲介を含む）	0	0	0
家族・親戚	75	50	125
近隣・知人	0	0	0
児童本人	0	2	2
その他	0	1	1
計	80	63	143



ウ 年齢別相談件数

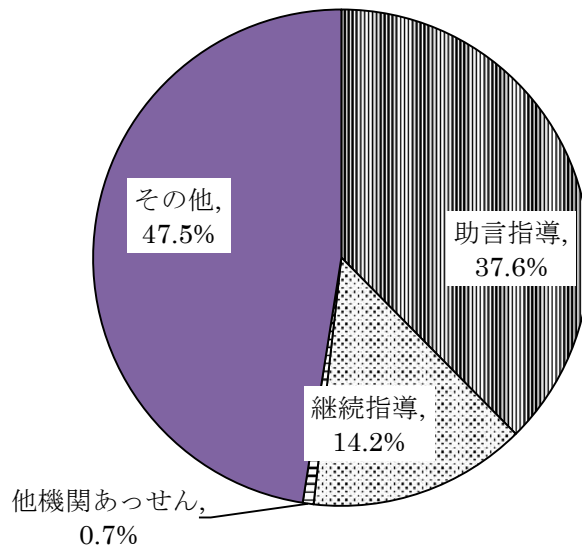
受付件数を年齢別に分類すると、13歳が15件と最も多く、次いで12歳が12件となっている。



エ 対応件数

令和５年度の育成相談の対応件数は141件で、その他が67件と最も多い。

	件数
助言指導	53
継続指導	20
他機関あっせん	1
児童福祉司指導	0
児童委員指導	0
福祉事務所送致	0
訓戒・誓約	0
施設入所	0
施設通所	0
指定医療機関委託	0
里親委託	0
障害児施設等の利用契約	0
その他	67
計	141



4 児童相談所職員の活動状況

(1) 児童福祉司及び相談員

児童福祉司や相談員は、子どもの福祉に関する相談に応じ、児童本人、保護者、関係者等に必要な支援、指導、関係調整等を行う。

調査・社会診断とは、児童福祉司（ケースワーカー）や相談員等が、面接、電話、文書照会等により行った調査・指導のことである。

令和5年度に行った調査・社会診断は15,903件である。

	調査・社会診断
児童	1,650
虐待(再掲)	1,256
非行(再掲)	171
保護者	4,155
虐待(再掲)	3,106
非行(再掲)	318
その他	10,098
虐待(再掲)	8,123
非行(再掲)	325
計	15,903
虐待(再掲)	12,485
非行(再掲)	814

(2) 児童心理司

児童心理司は、子どもや保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって、子どもや保護者等への診断や心理療法、カウンセリング等の指導を行う。

令和5年度には下表のとおり活動を行い、その多くが虐待に関するものである。

	心理診断指導					心理療法・ カウンセリング等
	知能検査	発達検査	人格検査	その他	面接・観察	
児童	815	784	159	226	1,301	1,245
虐待(再掲)	105	53	100	149	457	819
非行(再掲)	20	6	29	22	70	171
保護者	130	152	6	23	192	288
虐待(再掲)	1	3	4	11	35	156
非行(再掲)	2	5	1	4	8	46
その他	3	14	0	9	20	152
虐待(再掲)	0	7	0	7	10	55
非行(再掲)	0	1	0	0	3	16
計	948	950	165	258	1,513	1,685
虐待(再掲)	106	63	104	167	502	1,030
非行(再掲)	22	12	30	26	81	233

（３）医学的診断の実施状況

児童相談所には４名の嘱託医がおり、援助困難ケースについての助言や、児童の診察指導を必要に応じて実施している。令和５年度には下表のとりの活動を行った。

	診察・指導	医学的検査	その他	計
児童	53	0	10	63
虐待(再掲)	29	0	8	37
非行(再掲)	7	0	0	7
保護者	13	0	1	14
虐待(再掲)	7	0	1	8
非行(再掲)	2	0	0	2
その他	1	0	0	1
虐待(再掲)	1	0	0	1
非行(再掲)	0	0	0	0
計	67	0	11	78
虐待(再掲)	37	0	9	46
非行(再掲)	9	0	0	9

（４）里親

里親は、「養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であって、養子縁組によって養親となることを希望する者、その他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第27条第１項第３号の規定により児童を委託する者として適当と認めるもの」（児童福祉法第６条の４）と定義され、養育里親、養子縁組里親、親族里親の３つに区分される（養育里親には専門里親も含まれる）。

さまざまな事情により家庭で暮らすことのできない児童を受け入れ、里親家庭で温かく養育していくのが里親制度であり、近年児童虐待が増加していく中で、施設での養育だけでなく、社会的養護としての里親養育は、さらにその重要性を増している。

そこで、里親家庭支援業務を効果的に実施するため、平成23年度には、NPO法人静岡市里親家庭支援センターに同業務の一部を委託し、25年度からは委託業務を拡大した。

ア 里親登録数

令和５年度は新たに９世帯が里親登録し、令和５年度末の里親登録数は114世帯となっており、内訳では養育里親が111世帯と最も多い。

また、専門里親（要保護児童のうち、児童虐待等により心身に有害な影響を受けた児童や、非行等の問題を有する児童、身体障害、知的障害等がある児童を養育する里親）が７世帯登録されている。

	令和４年度末	令和５年度中 新規	令和５年度中 取消	令和５年度末	養育里親		親族里親	養子縁組 里親 ()内は兼任者
					養育里親	専門里親 (再掲)		
登録里親数	107	9	3	114	111	107	9	3

イ 児童を受託している里親数

児童相談所管内の里親のうち、令和５年度に新たに児童を受託したのは９世帯であり、令和５年度末に児童が委託されている里親は４０世帯である。

	令和４年度末	令和５年度 新規委託	令和５年度 委託取消	令和５年度末 現在
児童が委託されている里親数	44	9	13	40

※複数種類の里親として児童が委託されているものについても、１件として計上

※他の児童相談所から措置児童を委託されている里親についても計上

ウ 里親に委託されている児童数

児童相談所が令和５年度に新たに里親委託をした児童は８名であり、令和５年度末には４９名の児童を里親に委託している。

		０歳	１～６歳	７～１２歳	１３～１５歳	１６歳以上	計
里親に委託されている児童	男	2	7	9	4	2	24
	女	0	8	8	5	3	24
計		2	15	17	9	5	48

エ 静岡市里親家庭支援センターへの委託事業

(ア) 里親制度普及促進事業

事業名		令和５年度実績
普及促進事業	相談及び 広報活動	・里親制度の問合せ 134件 ・里親申請に関する相談面接 20件 ・出前講座 大学、民児協等 ５回（参加者197名） ・制度説明・相談コーナー ３回（参加者35名） ・普及啓発活動 配布チラシ3,874枚 ・報道取材対応 テレビ・新聞・ラジオ等 １回 ・視察、報道取材対応 10団体 ・他団体へ講師派遣 11回 ・なでしこ広場 ４カ所（チラシ配布 1,850枚） ・SNS情報発信 42回更新 等
	里親月間 記念行事 開催事業	・記念講演会 10月21日（土）アイセル21 講師：里親家族４人 参加者149名（静岡市内外の里親、一般市民、学生、行政関係者 等） ・１日里親体験会 11月３日（金） 日本平動物園 参加者：大人18名（一般、申請者、里親等） 子ども9名（静岡ホーム幼児、里子等）

里親研修事業	養育 スキルアップ 養育援助事業	・ 4 講座 4 回 146名
	養育里親研修	・ 基礎研修の実施 初期面接 述べ45名 DVD研修 14名 施設講義（乳児院） 4 名 ・ 認定前研修の実施 講義（6 時間） 6 名 講義（サロン） 10名 静岡ホーム（3 時間） 8 名 静岡ホーム（6 時間） 4 名 静岡乳児院（6 時間） 8 名 ・ 更新研修の実施 講義 36名 ・ 乳児受託前実習の実施 静岡乳児院（30時間） 10名 里親宅（30時間） 0 名
	専門里親研修	・ 更新研修の実施 母子愛育会 2 名（受講） 令和 5 年 9 月 8 日～ 9 日 1 名 令和 5 年10月15日～16日 1 名 講師：母子愛育会
	養子縁組里親	・ 新規登録時・基礎研修 4 名 ・ 登録前研修 2 名

(イ) 里親委託推進・支援事業

事業名		令和5年度実績
里親委託支援事業	自立支援計画作成	・新規計画作成0件 定期的な見直し21件
	レスパイト、ショートルフラン円滑化事業	・静岡ホーム研修会（令和5年4月27日、令和6年3月8日）10名 ・ショートルフラン実施 静岡ホーム 対象児童延べ108名 延べ306日 ・レスパイト実施 対象里親48組、対象児童50名 135日分
	養育援助事業	・延べ21日 対象里親9組、対象児童10名
	里親賠償責任保険事業	・里親48組 児童58名（12歳以上24名） ・里親委託（措置）49件 ・短期里親（ショートルフラン・レスパイト）218件
	里親委託推進業務	・新規里親委託に関する連絡調整 ・一時保護委託54名 ・新規委託9名 ・里親からの相談、連絡調整 ・児童相談所とのケース会議 ・ケースワーク補助（面接・訪問・送迎等） ・措置解除児童13名
訪問支援事業	里親相談員による訪問等支援事業	・相談員による訪問等による相談、支援53件 ・相談員会議開催 年10回 ・相談員研修 2回 24名
	新規里親家庭等訪問支援事業	・新規受託里親に対する訪問支援 73件
	センターによる随時訪問支援事業	・推進員・支援員の訪問等による相談・支援 86件
相互交流事業	里親サロン	・7回 延べ参加人数 172名
	ちびっこサロン	・2回 延べ参加者数 53名
	里親ちびっこ合同サロン	・令和5年7月31日（月）焼津青少年の家カヌー遊び 参加人数12名 ・令和5年8月19・20日（土日）夏のキャンプ 参加人数 85名 ・令和5年12月10日（日）クリスマス会 参加人数 119名
里親推進委員会	里親委託推進委員会の開催	・令和6年3月14日に開催

オ 里親会事業

	内 容
総会及び役員会	総 会：令和5年5月21日（アイセル21） 役員会：年5回（5月18日、7月25日、9月19日、1月22日、3月29日）
里親・里子のための親睦事業	新入生お祝い会 日 時：令和5年6月25日 場 所：静岡市駿河区聖一色486-1（グラッチェハンバーグ店） 内 容：寄贈者オーナーによる食事の提供 参加者：16名
	リサイクル交換会 日 時：令和5年10月26日 場 所：児童相談所 参加者：15名
研修・大会への参加	第69回関東甲信越静里親協議会浜松市大会への参加 日 時：令和5年7月16日（日） 会 場：アクトシティ（浜松）
	第68回全国里親大会への参加 日 時：令和5年10月28日（土）～29日（日） 会 場：神戸国際会議場
	各地域里親会との研修・交流会 日 時：令和5年9月9日（土） 場 所：浜松市内 参加者：10名（浜松市里親会・浜松市職員・静岡市里親会）
	第15回児童虐待防止 静岡の集い 講演会参加

（5）児童処遇審査部会

児童処遇審査部会の所掌事項は、児童福祉法第27条第6項の「児童相談所に対する意見具申」及び児童福祉法第6条の4及び同法施行令第29条の「里親の認定」である。

児童を取り巻く問題は年々複雑化、多様化しているため、児童相談所の援助方針と児童や保護者の意見が一致せず援助が困難になった児童の措置等についての意見具申や里親の適否について、多面からの意見を取り入れている。

ア 開催状況

第1回	令和5年6月29日（木）	意見具申2件、里親認定4件、報告事項3件
第2回	令和5年9月21日（木）	意見具申0件、里親認定0件、報告事項4件
第3回	令和5年12月7日（木）	意見具申0件、里親認定1件、報告事項3件
第4回	令和6年3月7日（木）	意見具申0件、里親認定0件、報告事項5件

イ 構成委員

学識経験者（大学教授）、医師、弁護士、小学校長、社会福祉法人職員の5人構成

(6) 研修実績

ア 所内研修

開催日	内容・講師・場所	参加 人数
4 / 11	●児童相談所実務研修（新任研修）（10回） 講師：児童相談所職員等 場所：静岡市児童相談所 ※令和5年度は関係機関職員の参加を含む。	17人
4 / 13		17人
4 / 14		17人
4 / 18		17人
4 / 20		23人
5 / 19		25人
5 / 25		22人
6 / 8		25人
6 / 27		26人
7 / 11		24人
4 / 13、5 / 11 6 / 22、7 / 13 7 / 27、8 / 10 9 / 14、9 / 28 10 / 12、10 / 26 11 / 9、11 / 30 12 / 14、1 / 25 2 / 9、2 / 16	●児童相談所所内事例検討（全16回） 講師：心理相談室 樹 室長 平岡 篤武 氏 場所：静岡市児童相談所	各回 6-7人 出席
2 / 27	●治療的アセスメントに関する研修 内容：治療的アセスメントの基礎、実践報告 講師：常葉大学短期大学部保育科 教授 西田 泰子 氏	32人

イ 県内研修

主催	開催日	内容・講師・場所	参加人数
静岡県、浜松市、 静岡市で共同開催	4/27 5/9 5/16 5/29 6/9 6/19	●令和5年度児童福祉司任用前講習会等合同研修 (全5回) + 1回 内容: 児童相談業務における基礎的知識及び対応技術 他 講師: 静岡県児童相談所職員 他 場所: 静岡県男女共同参画センターあざれあ	9人
静岡市 子ども家庭課	6/1	●令和5年度児童相談業務に従事する職員研修 「業務研修1」 内容: ① 子ども若者相談センター業務について ② 学校の現状・児童生徒支援課の役割について ③ 障害者手帳・障害福祉サービスについて ④ 保健福祉センター業務について ⑤ 生活保護制度・婦人相談について ⑥ 要保護児童対策地域協議会関係・養育支援訪問事業について ⑦ 家庭児童相談業務について ⑧ 児童相談所業務・一時保護について 場所: 清水庁舎	8人
静岡県 くらし交通安全課	6/5	●令和5年度犯罪被害者等支援担当者研修会 内容: 犯罪被害者御遺族による講演、窓口対応を学ぶグループワーク 他 講師: 新あすの会副代表幹事 假谷 実 氏 他 場所: 静岡県庁	1人
静岡市青少年育成課	6/27	●令和5年度第1回静岡市ヤングケアラー関係機関等職員研修会 内容: 講演「ヤングケアラーについて知ろう」 講師: 静岡きょうだい会代表 沖 侑香里 氏 他 場所: 静岡県男女共同参画センターあざれあ	2名
静岡市こころの 健康センター	6/30	●令和5年度静岡市依存相談対応力向上研修 内容: CRAFTの基礎 他 講師: 社会医療法人あいざと会 藍里病院 副院長 吉田 精次 氏 場所: 静岡市こころの健康センター	4人

静岡県、浜松市、 静岡市で共同開催	8 / 4 9 / 11 10 / 17 11 / 9 2 / 9	●令和5年度児童福祉司任用後研修 内容：子ども虐待対応 他 講師：静岡県児童相談所職員 他 場所：静岡県男女共同参画センターあざれあ	4 人
静岡市こころの 健康センター	8 / 16	●令和5年度依存症関連問題研修会 内容：『もしも「死にたい」と言われたら』 講師：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所薬物依存研究部 部長 松本 俊彦 氏 場所：静岡県教育会館 静岡市児童相談所内 ＊オンライン受講	14 人
静岡県立磐田学園	9 / 6	●第1回磐田学園心理発達支援研修会 内容：知的障害のある被虐待児童への支援 講師：浜松学院大学短期大学部 教授 志村 浩二 氏 場所：磐田教育研究所ソフィア	2 人
静岡市子ども家庭課	9 / 19	●令和5年度児童相談業務に従事する職員研修 「業務研修2」兼第3回静岡市養育支援訪問員研修会 内容：児童虐待の早期発見と支援について 講師：浜松学院大学短期大学部 教授 志村 浩二 氏 場所：静岡市児童相談所内 ＊オンライン受講	5 人
静岡県 西部児童相談所	10 / 3	●令和5年度第1回静岡県児童相談所児童心理司等研修会 内容：心理検査を通じたケース理解 講師：西田 泰子 氏 場所：静岡県男女共同参画センターあざれあ	9 人
静岡県吉原林間学園	10 / 26～27 11 / 16～17 12 / 14～15	●令和5年度被虐待児直接支援職員等研修 内容：講義、宿泊体験、ケース検討会見学 他 場所：静岡県吉原林間学園	3 名
静岡県 中央児童相談所	11 / 2	●令和5年度第1回静岡県児童福祉司スーパーバイザー スキルアップ研修 内容：講義及び座談会 スーパービジョンについて 講師：静岡県中央児童相談所長 場所：静岡県中央児童相談所	2 人
静岡県こども家庭課	11 / 6	●令和5年度警察と児童相談所等との合同研修会 内容：臨検・捜索演習 他 場所：静岡県警察学校	12 人

静岡県 中央児童相談所	11/ 8 ～ 12/ 6 オンデマ ン ド配信	●令和 5 年度児童相談所性教育講演会 内容：講演「児童福祉施設における性と生の実践」 講師：社会福祉法人児童愛育会 一宮学園 副施設長 山口 修平 氏 場所：静岡市児童相談所内 ＊オンライン受講	35 名
静岡県吉原林間学園	11/13	●吉原林間学園創立 60 周年記念講演会（暴力防止研修会） 内容：講演「施設にきた子どもの気持ちとその対応」 講師：さいたま子どものこころクリニック 医師 星野 崇啓 氏 場所：場所：静岡県男女共同参画センターあざれあ	1 名
静岡県 くらし交通安全課	11/15 1 /24 オンデマ ン ド配信	●令和 5 年度子どもの性暴力被害支援者研修会 内容：性暴力被害者支援センターSORA について 他 講師：県くらし交通安全課職員 他 場所：静岡市児童相談所内 ＊オンライン受講	35 人
静岡県立磐田学園	11/20	●第 2 回磐田学園心理発達支援研修会 内容：児童福祉におけるマインドフルネス 講師：関西学院大学 教授 池埜 聡 氏 場所：磐田学園体育館	1 人
静岡市青少年育成課	11/22	●令和 5 年度第 2 回静岡市ヤングケアラー関係機関等職員 研修会 内容：講演「ヤングケアラーの発見・支援における地域連携 体制の必要性」他 講師：静岡県ヤングケアラーアドバイザー 安藤 千晶 氏 他 場所：葵生涯学習センターアイセル 21	1 名
静岡少年鑑別所	11/29	●被災者支援研修会 内容：演題「男女共同参画・多様な視点に配慮した災害対応」 講師：関西国際大学 客員教授 斉藤 容子 氏 場所：静岡市健康文化交流館来・て・こ	1 名
静岡県警察本部	12/ 4 ～ 12/ 5	●児童からの聴取技法研修会 内容：児童からの聴取技法 講師：国立研究開発法人理化学研究所 理事 仲 真紀子 氏 場所：静岡県総合研修所もくせい会館	2 人
静岡県 児童養護施設協議会	12/14	●令和 5 年度静岡県児童権利擁護推進研修会 内容：消費者トラブルに巻き込まれないために 講師：司法書士法人よつば 代表司法書士 杉本 直人 氏 場所：静岡市児童相談所内 ＊オンライン受講	3 人

静岡県 精神保健福祉 センター	12/15	●令和5年度静岡県こころの緊急支援活動研修会 内容：講義「ストレス障害の基礎知識」 他 講師：静岡県精神保健福祉センター所長 内田 勝久 氏 他 場所：静岡市児童相談所内 *オンライン受講	3人
静岡市福祉総務課	2/5	●第3回重層的支援体制整備事業研修会 内容：重層的支援会議の実践 講師：一般社団法人コミュニティーネットハピネス 代表理事 土屋 幸己 氏 場所：静岡市上下水道局庁舎	1人
静岡県 東部児童相談所	2/28	●令和5年度第2回静岡県児童相談所児童心理司等研修会 内容：愛着障害と発達障害～社会的養護児童への支援～ 講師：和歌山大学教育学部心理学教室 教授 米澤 好史 氏 場所：静岡市児童相談所内 *オンライン受講	10名
静岡県こども家庭課	2/29	●令和5年度DV対応部門・児童虐待防止部門合同研修会 内容：警察におけるDV・児童虐待対応について 他 講師：静岡県中央児童相談所 育成課 主幹 鈴木 崇聖 氏 場所：静岡県庁 静岡市児童相談所内 *オンライン受講	2人
静岡市子ども家庭課	3/7	●令和5年度第2回児童相談業務に従事する職員研修「業務 研修2」兼第4回静岡市養育支援訪問員研修会 内容：発達障害が疑われる保護者への関わり方について 講師：静岡市発達障害者支援センターきらり 稲葉 俊彦 氏 場所：清水庁舎	2人
静岡県立こども病院	3/9	●子ども虐待初期対応プログラム（BEAMS研修） 内容：講義「児童虐待を早期に認知しよう」 他 講師：四国こどもとおとなの医療センター 医療ソーシャルワーカー 福田 育美 氏 他 場所：静岡県立こども病院	1人

ウ 県外研修

主催	開催日	内容・場所	参加人数
子どもの虹 情報研修センター	(前期) 5/30～31 (後期) 12/19～21	●2023年度指導教育担当児童福祉司任用前研修 内容：子ども家庭支援のためのケースマネジメント 他 講師：岡山県倉敷児童相談所 薬師寺 真 氏 他 場所：静岡市児童相談所内 ＊オンライン受講	2人
西日本 こども研修 センターあかし	6/14 ～ 6/16	●児童相談所児童心理司指導者研修 内容：講義「児童心理司に求められる人材育成の役割」 他 講師：荒川区子ども家庭総合センター 鈴木 清 氏 他 場所：西日本こども研修センターあかし	1人
西日本 こども研修 センターあかし	6/28 ～ 6/30	●一時保護所・一時保護専用施設指導者研修 内容：講義「一時保護所等の運営と役割」 他 講師：豊岡短期大学 大西 清文 氏 他 場所：西日本こども研修センターあかし	1人
チャイルド ファースト ジャパン	7/13 ～ 7/17	●令和5年度ChildFirst司法面接研修 内容：ChildFirst司法面接プロトコルを学ぶ 他 場所：プロミティあつぎ 他	1人
子どもの虹 情報研修センター	7/27	●2023年度児童相談所職員合同研修 内容：講義「子どもの“声”を育むために」 他 講師：子どもの虐待防止センター 山口 有紗 氏 他 場所：静岡市児童相談所内 ＊オンライン受講	1人
チャイルド ファースト ジャパン	7/30	●令和5年度 RIFCR(リフカー)研修 内容：虐待を打ち明けるプロセス 他 場所：ラジオ日本クリエイト（横浜市）	2人
子どもの心の 診療所 ネットワーク事業 中央拠点病院	8/1 ～ 8/31 オンデマ ンド配信	●それぞれのライフステージにおける家族支援 内容：思春期の家族支援 他 講師：地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立小児総合医療センター 児童・思春期精神科 医長 長沢 崇 氏 場所：静岡市児童相談所内 ＊オンライン受講	8人
子どもの虹 情報研修センター	8/10	●2023年度教育・福祉虐待対応職員合同研修 内容：講義「子ども時代の体験の影響」 他 講師：鴨川市立国保病院 小橋 孝介 氏 他 場所：静岡市児童相談所内 ＊オンライン受講	1人

子どもの虹 情報研修センター	8/31 12/6 ～ 12/7	●2023年度児童心理司指導者研修 内容：講義「児童心理司の育成３－協働のための視点」 他 講師：日本福祉大学教育・心理学部 千賀 則史 氏 他 場所：静岡市児童相談所内 ＊オンライン受講 子どもの虹情報研修センター	1人
チャイルド ファースト ジャパン	10/5 ～ 10/7	●令和5年度ChildFirst拡大司法面接研修 内容：拡大司法面接に関する正しい知識と適切な面接技術 を学ぶ 場所：プロミティあつぎ	1人
国立精神・神経医療 研究センター	10/20 11/16	●令和5年度PTSD対策専門研修 A通常コース 内容：PTSDの概念と診断 他 講師：国立精神・神経医療研究センター 金 吉晴 氏 他 場所：静岡市児童相談所内 ＊オンライン受講	4名
子ども・家族・ 援助者のパートナ ーシップ研究会	10/28	●ピアな学びあい交流会 内容：緊急のお話 他 講師：子ども・家族・援助者のパートナーシップ研究会委員 ＊オンライン受講	2人
西日本 こども研修 センターあかし	11/2	●こころのシリーズ 「虐待を受けた子どものこころの支援」 内容：多様な心理・社会的な課題を抱える家族支援の実際 他 講師：東京都立大学 長沼 葉月 氏 他 場所：静岡市児童相談所内 ＊オンライン受講	3人
西日本 こども研修 センターあかし	11/17	●特別講座 受援力を高めるために必要な支援を考える 内容：講義「支援を求めない子どもと親の背景を考える」 他 講師：子どもの虐待防止センター 山口 有紗 氏 他 場所：清水庁舎 ＊オンライン受講	3人
子どもの虹 情報研修センター	12/14	●2023年度児童相談所弁護士専門研修 内容：講義「加害・被害とマルトリートメント」 他 講師：原宿カウンセリングセンター 信田 さよ子 氏 他 ＊オンライン受講	1人
国立精神・神経医療 研究センター	12/20 ～ 12/21	●令和5年度PTSD対策専門研修 B専門コース 内容：PTSDの診断と評価 他 講師：久留米大学 大江 美佐里 氏 他 ＊オンライン受講	2人
国立武蔵野学院	1/10 ～ 1/12	●児童相談所児童心理司 新任職員研修 内容：講義及び演習、これからの児童心理司 他 場所：国立武蔵野学院	1人

名古屋市 児童相談所	1 / 26	●一時保護時の司法審査に関する研修会 内容：一時保護司法審査の概要 他 場所：静岡市児童相談所内 ＊オンライン受講	18人
こども家庭庁	1 / 30	●自治体におけるこどもの意見表明・反映の推進研修 内容：講義「こども基本法とこどもの意見表明について」 他 講師：こども家庭庁職員 場所：静岡市児童相談所内 ＊オンライン受講	2人
国立精神・神経医療 研究センター	2 / 8 ～ 2 / 9	●令和5年度PTSD対策専門研修 C犯罪・性犯罪被害者コース 内容：犯罪被害者のメンタルヘルスと治療・対応 他 講師：武蔵野大学 中島 聡美 氏 他 ＊オンライン受講	1人
子どもの虹 情報研修センター	2 / 16	●2023年度児童相談所医師研修 内容：虐待を受けた子どもと出会うとき 他 ＊オンライン受講	1人
国立武蔵野学院	2 / 20 ～ 2 / 21	●児童相談所職員 テーマ別研修 内容：講義及び演習、行政説明及びフォスタリング機関ガイドラインについて 他 場所：国立武蔵野学院	1人
子どもの虹 情報研修センター	3 / 7	●2023年度テーマ別研修「子どもの“声”を聴く」 内容：講義「語ることと聴くこと」 他 講師：大阪大学人間科学研究科 村上 靖彦 氏 他 場所：静岡市児童相談所内 ＊オンライン受講	1人

(7) 児童相談所職員の講師派遣、研修・実習受入

日 時	内 容
日時：令和5年6月1日 会場：静岡市役所清水庁舎 担当：相談係	児童相談業務に従事する職員研修 業務研修Ⅰ 「児童相談所業務・一時保護について／子ども虐待対応ガイドライン」
日時：令和5年6月14日 会場：はーとぴあ清水 担当：相談係	静岡市清水区民生委員児童委員協議会児童福祉部会 市政出前講座 「地域で見守る子どもたちの健やかな育ち～子ども虐待・子どもたちからのSOS～」
日時：令和5年6月19日 会場：静岡市立清水看護専門学校 担当：相談係	静岡市立清水看護専門学校助産学科 地域母子保健Ⅰ 「母子関係の病理とその対応／児童虐待の実態と介入」

日時：令和5年6月26日 会場：静岡市教育センター 担当：初動係・支援第1係・支援第2係	令和5年度第2回中堅教諭等資質向上研修 「ちょっと見方が変わるかも～子ども理解の視点～」
日時：令和5年7月18日 会場：静岡市児童相談所 担当：相談係・判定係・一時保護係	常葉大学教育学部心理学科 心理実習 「児童相談所の業務概要と関係する福祉施設／児童心理司の業務について」
日時：令和5年7月28日 会場：静岡市立藁科中学校 担当：初動係・支援第3係	令和5年度第5・8支部教頭・事務職員合同研修会 「児童相談所との連携について」
日時：令和5年8月3日 会場：興津生涯学習交流館 担当：相談係・一時保護係	市立こども園初任者研修会 「児童虐待の早期発見と対応／一時保護所について」
日時：令和5年8月28日 会場：はーとぴあ清水 担当：相談係	清水社会福祉会館受付ボランティア「さんご樹」 市政出前講座 「地域で見守る子どもたちの健やかな育ち～子ども虐待・子どもたちからのSOS～」
日時：令和5年9月1日 会場：中央体育館 担当：相談係	子ども若者相談センター 相談研修会 「児童相談所の相談業務について」
日時：①令和5年9月15日 ②令和5年9月22日 会場：静岡市児童相談所 担当：相談係	浜松医科大学大学院医学系研究科看護学専攻助産学分野 臨地実習（助産学実習Ⅳ） 「児童相談所の機能と役割～児童虐待の実態～／児童相談所における保健師業務」
日時：令和5年9月15日 会場：はーとぴあ清水 担当：相談係	令和5年度 第2回 静岡市立こども園副園長研修会 「こども園における児童虐待対応について～児童虐待の予防と早期発見を中心に～」
日時：令和5年10月31日 会場：静岡県立大学短期大学部社会福祉学科 担当：支援第2係	ソーシャルワーク実習指導 「児童相談所の概要及び役割や機能」
日時：令和5年11月4日 会場：あざれあ 担当：相談係	静岡県訪問看護ステーション協議会 小児訪問看護研修 「児童相談所の機能と役割」
日時：令和5年12月6日 会場：常葉大学 担当：相談係・一時保護係	常葉大学保育学部保育学科 子どもの発達論 「学校(園)とのよりよい連携協力関係を築くために～児童相談所からの提言～」